



石川経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人石川経営レポート

475号

今月の視点

確定申告で財産の見直し！ ～私たちの財産形成は？～

(1) 財産の増減に注目しましょう

昨年は消費税率がアップし、年末総選挙の争点の1つは消費税10%へのアップの可否でした。そして本年1月より相続税は控除が6掛けとなり増税となりました。今年は国際的流れを受けて、法人税減税の一方で個人課税はアップとなります。

いよいよ2月となり平成26年分の確定申告が始まりました。『なぜ税金を払うの？』社会を維持する会費なのでしょうか？その答えの一番大きな理論付けは本人の『坦税力』つまり税金を負担する能力です。その元は？平成26年1年間で、儲かり稼いで、生活費を使ってなお残ったお金です。その内の一部分を自分の価値観として何がしかに使い、将来のために貯え、そして更に税金を支払う財務的能力があるから、という理由です。

では、いくら儲かったのか？財産は財産目録というリストで把握できます。税務調査で損益計算書に表れた利益に不自然なところがある場合に、財産からみる場合もあります。つまりたくさん儲けても全てを使いきってしまう人は少なく、何かしら残しておくのが人間ではないのでしょうか。国税用語で『タマリ』と言います。

財産の増減を調べればその人の1年間の儲け、財産形成がわかります。私たちは、税務調査をするわけではありません。従って、財産・債務は、預貯金、・不動産・貸付金・借入金だけではなく、小規模共済、セーフティネット、生命・損害保険、保証債務など様々な方策をしています。人生はお金が全てではありません（と、思います）。でも、何らかの財産があれば、お金のために働く以外のことによって自分の人生にとって財産として活用していくことに繋がると思います。1年に1回は棚卸をし、キッチンと分類集計し保管の確認をすることは大事なことです。

(2) 白色申告の記帳義務化が平成26年分から始まっています。

所得額にかかわらず白色者に『帳簿への記帳』と『帳簿・書類の保存』が義務となりました。全ての事業所得・不動産所得が対象です。たとえ赤字で税金が出ない場合も記帳義務があります。1年間の仕事に関わるすべてのお金の流れを記録します。売上などの収入、仕入や諸経費などの支出、どちらも記帳が必要です。記帳する際には、取引日、取引の相手、取引金額を必ず記載します。さらに摘要（具体的な取引内容）も記しておくといいでしょう。収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）には7年間の保存義務があります。その他、業務に関する書類は5年間の保存義務があります。税務調査の際には速やかに提示しなければなりません。

白色申告の場合、帳簿付けが義務化されただけで税務上のメリットは特にありません。一方で、帳簿の難易度が高くなる青色申告では最大65万円の「青色申告特別控除」を始

めとした様々な特典が用意されています。青色申告をするとたくさんのメリットがあります。専従者給与を経費、赤字の3年繰越し、30万円未満の備品の経費化などです。但し、専従者給与や青色申告の届出が必要です。

(3) 確定申告が必要なケース

- ① 独立して事業を始めた人。総収入金額と必要経費で所得を計算します。
- ② 不動産経営で利益を得た人。
- ③ サラリーマンにも「必要経費」の制度があります。
一般的には、年末調整で納税は完了しています。「特定支出控除」(通勤費・転居費・研修費・資格取得費・帰宅旅費・図書費・衣服費・交際費等)が給与の1/2を超える場合、申告が認められるケースがあります。
- ④ ローンを組んでマイホームを買った人。
入居から10年間、住宅ローン残高の最大1%がケースにより毎年税額控除出来ます。
- ⑤ 医療費が10万円超(または所得の5%超)である人。
- ⑥ 年の途中で会社を辞め再就職していない人。
- ⑦ アフェリエイトなどで副収入があった人。
- ⑧ 生命保険の満期保険を受け取った人。
一時所得、贈与税、相続税のケースがあります。
- ⑨ 2ヶ所以上から給与を貰った、または2000万円超の給与のある人。
- ⑩ 会社を辞めて退職金を貰った人。
- ⑪ 災害や盗難で被害を受けた人。
- ⑫ ふるさと納税(特定寄附金)は住民税も控除されます。
- ⑬ 年金受給者の税金は戻ってくるケースがあります。
- ⑭ 年金の他に個人年金も受給している人。
- ⑮ 年金を受給しながら働き、給与がある人。
- ⑯ 物や財産を売って利益が、または損失が出た人。
- ⑰ 株を売って利益が、または損失が出た人。
- ⑱ FX取引で利益があった人。
- ⑲ 株式譲渡益と配当の確定申告をする人。
 - ・株式等の譲渡益を集計する ・配当金の集計をする
 - ・取得価額を確認する
 - ・株式等の配当の確定申告をする際に総合課税か申告分課税を選択する
 - ・上場株式等の譲渡損と配当とを損益通算できるか確認する
 - ・譲渡損失がある場合繰越控除する
 - ・公募、株式投資信託の収益分配金等も同様にして確定申告する
- ⑳ 贈与税、相続税
平成27年より相続税の基礎控除は従来の60%になります。その備えを行いましょ。相続(税)対策6ヶ条です。
 - ・非課税項目を検証する ・相続人を確認する ・生前贈与を考える
 - ・債務を確認する ・土地、建物を確認する ・同族会社を活用する相続財産を減らせば税金が下がる。だったら減らしてしまおう!ということです。
- ㉑ 相続財産を毎年110万円ずつ贈与する ~贈与税の基礎控除額を使いこなす~
個人への、また毎年の110万円の権利みたいなものです。使わなかったら権利放棄です。翌年へ繰越は出来ません。しっかり権利の実行をしましょう。
現金などの財産を、贈与税の基礎控除額(年間110万円)以下の範囲内で、子や孫に毎年贈与する。1回当たりの節税効果は少ないが、複数人、複数回の贈与は結果として大きな効果を生みます。

親から住宅取得の贈与も500万円の特典があります。

- ② 相続時精算課税による贈与
2500万円までの贈与に贈与税がかかりません。但し、3点注意が必要です。この贈与を行ったら、それ以降110万円控除を利用できません。将来取消も出来ません。そして、贈与時の価額で、相続時に遺産総額に算入して税金が精算されます。メリットは生前に少ない税額で財産の名義変更を行い相続のトラブルを防止することです。
- ③ 親族から教育資金の一括贈与（1500万円まで）を受けた人
- ④ 20年以上婚姻の夫婦間における2000万円までの居住用不動産の贈与の非課税
- ⑤ 贈与とみなされるケース
- ・満期等で生命保険金取得
 - ・低額譲渡により利益を得た
 - ・債務の免除、引き受け等により利益を得た
 - ・その他経済的な利益を受けた場合 等

ご質問・ご意見がありましたらどうぞお寄せいただけたら幸いです。

石川 光男

今月のセミナー ※ 各セミナー共、事前のお申込みをFAXにてお願いします。

1. 2月 14日 (土) 『 マネジメントゲームによる決算書のしくみ 』
講師 安藤 朝将 石川 光男 時間 9:30~19:00
会費 会員 3,000円 一般 6,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
終了後、有志による懇親会を開催致します。
2. 2月 18日 (水) 税理士平川忠雄 DVDセミナー
『 平成27年度税制改正の要点と実務ポイント 』
講師 柴田 和浩 時間 18:00~19:00
会費 会員 500円 一般 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
3. 2月 20日 (金) 『 介護事業者向けの経営戦略セミナー 』
講師 福田 剛年 時間 14:00~16:00
会費 3,000円
場所 名古屋市中小企業振興会館 (吹上ホール)
3. 2月 25日 (水) 『 売上アップの仕組みづくりセミナー 』
講師 安藤 朝将 時間 18:00~20:00
会費 会員 500円 一般 1,000円
場所 石川経営3Fセミナールーム
4. 2月 26日 (木) 『 改正相続税セミナーとその影響 』
講師 石川 光男
会費 無料 時間 18:00~19:30
場所 石川経営3Fセミナールーム

熱田・港倫理法人会のセミナー お問い合わせは石川経営まで **TEL 651-6000**

1. 2月 5日(木) 第463回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 **会員スピーチ** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

2. 2月 12日(木) 第464回 経営者モーニングセミナー
講師 岩田 満 氏
テーマ 「 **全一統体の原理** 」 ~子女名優
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

3. 2月 19日(木) 第465回 経営者モーニングセミナー
講師 吉田 徹 氏
テーマ 「 **私の後継者倫理塾** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

4. 2月 26日(木) 第466回 経営者モーニングセミナー
講師 山中 浩晃 氏
テーマ 「 **山中流 倫理経営のすすめPART2** 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

**※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15
TEL 052-331-6411**

客を迎える心（丸山敏雄一日一話より）

掃除がよく行き届いて、よこほどに装飾された店は、何とも言えぬすがすがしさです。

こうした中にいる人の心は、うきうきと朗らかな喜びと一種のハズミをもって、生き生きとしています。その空気、雰囲気にはきつけられて、お客も来るというものです。

心は、形に見えませんが、人にわからず、まわりに響きはないようですけれども、決して決してそうではありません。いちいちピンピンとはねかえるほど響き、応えてくれるものだとお考えください。

**法律相談は当事務所顧問の永井・村田弁護士へ口答相談は無料です。
【トラブル防止は事前相談から】当事務所担当者へご連絡下さい。**

2月の税務と労務

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・ 1 2月の決算法人の確定申告、納税 | 期限（ 3月 2日 ） |
| ・ 6月の決算法人の中間申告、納税 | 期限（ 3月 2日 ） |
| ・ 6月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限（ 3月 2日 ） |
| ・ 1月分源泉所得税納付 | 期限（ 2月 10日 ） |

発行人 税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp